

2024年6月7日

株主の皆様へ

会社名 センコーグループホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 泰久
(コード番号 9069 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 広報・IR担当 吉村 伸三
(TEL. 06-6440-5156)

第107回定時株主総会の第2号議案に関する補足説明について

当社は、2024年6月26日開催の第107回定時株主総会において、第2号議案「一般財団法人センコーみらい財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件」を付議することとしておりますが、本件に関しての株主の皆様との対話内容も踏まえ、下記のとおり補足のご説明として、Q&Aを作成しましたので、お知らせいたします。

株主の皆様におかれましては、本補足説明をご参照いただき、当該議案に関し、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

Q1：一般財団法人センコーみらい財団（以下、「本財団」といいます。）の活動が企業価値の向上にどのように結びつくのか具体的に教えてください。

A：現在、企業を取り巻くステークホルダーの期待は、単なる利益追求のみではなく、社会的責任や持続可能性への取り組みといった非財務的活動にも向けられるようになっております。当社グループにおいても各地域で交通安全教室の開催や清掃活動等を行っておりますが、財団・社団法人等を通じて、寄付活動を行う同業他社も多く存在する中で、より積極的な社会貢献活動を行うことで、取引先や消費者からの信頼と支持が高まり、競争優位性の確保と企業ブランド価値の向上を図ることができます。

また、積極的な社会貢献活動は、従業員の満足度やエンゲージメントの向上に寄与します。従業員は、自身が働く企業が社会に貢献していることに誇りを感じ、モチベーションが高まります。そして、当社グループがこのような活動を通じ社会的責任を果たす取り組みは、優秀な人材の採用や維持にも貢献します。

さらに、当社グループの主力である物流事業を中心に優秀な人材の確保が益々熾烈を極める中で、当社の社名を冠した本財団が学生と接点を持つことで採用面での寄与が見込まれます。本財団が支給対象とする学生（大学）は、特定の地域や学部に限ることなく広く国内の大学を対象とします。そのため本財団は、ホームページや全国の大学、高校へのDM等による募集・告知活動、支給対象者との在学中のコミュニケーション等を通じて、当社グループに興味を持っていただき、人材確保につなげていきます。

Q 2 : 自己株式を有利発行しなくても、寄付金を拠出すれば良いのではないですか。

A : 株式会社の活動目標は、当期の利益を最大化することですが、当社が本財団の運営資金として寄付金を拠出すると、当期の利益が減少し、短期的には株主の利益が減少します。これにより、株主との利益相反が生じる可能性があります。

一方で、本財団が割り当てられた株式の配当金を活動資金として使用する場合、当社の利益を増大させ、配当を増額しようとする意思決定は、株主と本財団の双方に利益をもたらします。

さらに、寄付金の拠出は、当社の業績や一時の経営方針の変更等により、中止又は減額される可能性もあり必ずしも安定的な財団活動が保証されるものではありません。他方、当社は過去より、増配も織り込みながら安定配当を続けており、2027年3月期までに配当性向40%を目指すことを表明しています。

このように、配当金を活動資金とすることは、長期的には当社の企業価値を向上させ、本財団の活動を充実させることにつながります。

Q 3 : 具体的にどのような規模の給付事業を行うのですか。

A : 本財団は、毎年20名程度に奨学金を支給する予定であり、毎年同数を上限として支給対象者が増加するため、将来的には約80名程度に達する予定です。支給に際しては、国立又は私立、文系又は理系といった違いも考慮し、一人当たりの支給額は4年間合計で約150~300万円となり、単年度の本財団の支給額合計は約4千万円を予定しております。

Q 4 : 本財団のガバナンス体制はどのようになっていますか。

A : 本財団は現在、一般財団法人として設立されておりますが、事業活動開始に際しては行政庁からの認定を受けて公益財団法人に移行する予定です。公益認定を受けるためには、評議員および理事について、当社と関係のある者の人数が各3分の1を超えないことが必要とされています。

そのため、本財団においても、その要件を充足する役員構成を確保することにより、中立的な立場から公益に資する運営を行える体制としております。さらに、公益法人として求められる事業計画や事業報告などの情報開示も適切に行い、ガバナンス体制を強化し、運営の透明性を確保します。

Q 5 : 本財団に割り当てられた株式の議決権はどのように行使されるのですか。

A : A 4 記載のとおり、公益財団法人は、一定のガバナンスのもとで運営されることから、本財団の意思決定は当社や役員個人のなどの意向に影響されるものではありませんが、恣意的な議決権行使の可能性を排除するため、本財団の定款において議決権を行使しない旨を定めています。

<スケジュール>

- ① 2024年5月27日(月曜日): 第107回定時株主総会 招集ご通知 電子提供措置開始
- ② 2024年6月26日(水曜日): 定時株主総会開催

<開示資料>

- ① 第107回定時株主総会 招集ご通知
<https://www.senkogrouphd.co.jp/ir/pdf/gsm-107-an.pdf>
- ② 一般財団法人センコーみらい財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ
<https://www.senkogrouphd.co.jp/ir/news/assets/202405133.pdf>

以上